

様式第 1（表）（第 1 条第 1 項関係）

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

職員の退職手当に関する条例 第 12 条第 1 項 第 14 条第 1 項 の規定により、一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 箇月以内に (1) に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に (2) を被告として（被告を代表する者は (3) ）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金	円
(処分前の一般の退職手当等の額)	円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円

様式第 1（裏）

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の所属名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(支給制限処分の理由)	
(職員の退職手当に関する条例第 12 条第 1 項で定める事情に関し勘案した内容についての説明)	

- 備考 1 (1) には審査請求をすべき行政庁を、(2) には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3) には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること
- 2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第 7 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。
- 3 不要な文字は抹消すること

様式第2（表）（第1条第2項関係）

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

職員の退職手当に関する条例 第14条第1項 の規定により、一般の退職手当等の全
第14条第2項

部または一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に（1） に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に（2） を被告として（被告を代表する者は（3） ）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金 円

(処分前の一般の退職手当等の額)	円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円

様式第 2（裏）

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の所属名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)	
(職員の退職手当に関する条例第 12 条第 1 項で定める事情に関し勘案した内容についての説明)	

- 備考 1 (1) には審査請求をすべき行政庁を、(2) には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3) には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること
- 2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第 7 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。
- 3 不要な文字は抹消すること

様式第3（表）（第2条第1項関係）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）

印

職員の退職手当に関する条例第13条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に（1）に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（2）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に（3）を被告として（被告を代表する者は（4））提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

様式第 3（裏）

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の所属名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(支払差止処分理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。） 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事実に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

- 備考 1 （1）には審査請求をすべき行政庁を、（2）には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、（3）には取消しの訴えの被告とすべき者を、（4）には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること
- 2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第 7 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。

様式第4（表）（第2条第2項関係）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）

印

職員の退職手当に関する条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に（1）に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（2）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に（3）を被告として（被告を代表する者は（4））提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

様式第 4（裏）

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の所属名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由) (思料される犯罪に係る罰条 :)	
(支払差止処分 of 取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3 に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、職員の退職手当に関する条例第 14 条第 1 項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から 6 箇月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第 14 条第 1 項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から 1 年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

- 備考 1 (1) には審査請求をすべき行政庁を、(2) には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3) には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4) には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること
- 2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第 7 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。

様式第 5（表）（第 2 条第 3 項関係）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）

印

職員の退職手当に関する条例第 13 条第 2 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 箇月以内に（１）に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 箇月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（２）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に（３）を被告として（被告を代表する者は（４））提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

様式第 5（裏）

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の所属名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、職員の退職手当に関する条例第 14 条第 1 項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から 6 箇月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第 14 条第 1 項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から 1 年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

- 備考 1 (1) には審査請求をすべき行政庁を、(2) には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3) には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4) には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること
- 2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第 7 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。

様式第6（表）（第2条第4項関係）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）

印

職員の退職手当に関する条例第13条第3項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に（1）に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（2）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に（3）を被告として（被告を代表する者は（4））提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

様式第 6 （裏）

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の所属名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 この処分を受けた者が職員の退職手当に関する条例第 14 条第 2 項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から 1 年を経過した場合 2 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

- 備考 1 （１）には審査請求をすべき行政庁を、（２）には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、（３）には取消しの訴えの被告とすべき者を、（４）には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること
- 2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第 7 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。

様式第 7（表）（第 3 条第 1 項関係）

退職手当返納命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

職員の退職手当に関する条例第 15 条第 1 項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち、下記の金額の返納を命じる。

なお、この処分についての審査請求は、この命令書を受けた日の翌日から起算して 3 箇月以内に（1）に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に（2）を被告として（被告を代表する者は（3））提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して 3 箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、その裁決の日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金 円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(職員の退職手当に関する条例第 15 条第 1 項の規定により控除される失業者退職手当額)	円

様式第 7（裏）

（退職をした者の氏名）

（返納命令の理由）

（職員の退職手当に関する条例第 12 条で定める事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明）

備考 （１）には審査請求をすべき行政庁を、（２）には取消しの訴えの被告とすべき者を、
（３）には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること

様式第 8（表）（第 3 条第 2 項関係）

退職手当返納命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

職員の退職手当に関する条例 第 15 条第 1 項
第 16 条第 1 項 の規定により、既に支払われた一般の
退職手当等の額のうち、下記の金額の返納を命じる。

なお、この処分についての審査請求は、この命令書を受けた日の翌日から起算して 3 箇月以内に （1） に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に （2） を被告として（被告を代表する者は （3） ）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して 3 箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金 円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)		円
(職員の退職手当に関する条例 第 15 条第 1 項 第 16 条第 1 項 の規定により控除される失業者退職手当額)		円

様式第 8（裏）

（退職をした者の氏名）
（懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由）
（職員の退職手当に関する条例第 12 条で定める事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明）

備考 1 （１）には審査請求をすべき行政庁を、（２）には取消しの訴えの被告とすべき者を、（３）には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること
2 不要な文字は抹消すること

様式第 9（表）（第 4 条関係）

職員の退職手当に関する条例第 17 条第 1 項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、職員の退職手当に関する条例第 17 条第 1 項の規定により通知する。

この通知をした機関は、この通知が到達した日の翌日から起算して 6 箇月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

記

(退職をした者の氏名)
(退職手当受給者の氏名)

様式第 9 （裏）（第 4 条関係）

(既に支払われた一般の退職手当等の額) 円
(職員の退職手当に関する条例第 17 条第 1 項の規定により控除される失業者退職手当額) 円
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由)

様式第 10（表）（第 5 条関係）

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

第 17 条第 1 項

職員の退職手当に関する条例 第 17 条第 2 項 の規定により、退職手当の受給者に対
第 17 条第 3 項

し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち、下記の金額の納付を命じる。

なお、この処分についての審査請求は、この命令書を受けた日の翌日から起算して 3 箇月以内に （1） に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に （2） を被告として（被告を代表する者は （3） ）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して 3 箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、その裁決の日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金 円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	
	円
第 17 条第 1 項 (職員の退職手当に関する条例 第 17 条第 2 項 の規定により控除される失業者退職手当額) 第 17 条第 3 項	
	円

様式第 10（裏）（第 5 条関係）

（退職をした者の氏名）
（退職手当の受給者の氏名）
（懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由）
（職員の退職手当に関する条例第 17 条で定める事情に関し勘案した内容についての説明）

備考 1 （１）には審査請求をすべき行政庁を、（２）には取消しの訴えの被告とすべき者を、（３）には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること

2 不要の文字を抹消すること

様式第 11（表）（第 5 条第 2 項関係）

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例 第 17 条第 4 項
第 17 条第 5 項 の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち、下記の金額の返納を命じる。

なお、この処分についての審査請求は、この命令書を受けた日の翌日から起算して 3 箇月以内に （1） に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に （2） を被告として（被告を代表する者は （3） ）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して 3 箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金 円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）		円
（職員の退職手当に関する条例 第 17 条第 4 項 第 17 条第 5 項 の規定により控除される失業者退職手当額）		円

様式第 11（裏）（第 5 条第 2 項関係）

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(納付命令の理由)
(職員の退職手当に関する条例第 17 条で定める事情に関し勘案した内容についての説明)

備考 1 （１）には審査請求をすべき行政庁を、（２）には取消しの訴えの被告とすべき者を、（３）には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること

2 不要な文字は抹消すること